

醍醐車庫ホイス式天井クレーン1.5t定期自主検査及び点検整備

見積用仕様書

- 1 本仕様書は、京都市交通局高速鉄道東西線の車両検修施設である醍醐車庫備付けの天井クレーン（1.5t×1基）の定期自主検査及び点検整備（以下「本業務」という。）に適用する。
- 2 本仕様書において、「甲」とは京都市交通局をいい、「乙」とは請負人をいう。
- 3 乙は、本業務に当たり細部に至るまで入念、丁寧に行い、動作、機能及び安全作業に支障をきたさないものとする。また、当該クレーンの性能、特性、構造等を十分に把握した上で作業を実施するものとする。仮に不明な点がある場合は、クレーンの製造元等に確認を取るものとする。
- 4 乙は、本業務に関して、原則として京都市交通局契約規程、労働安全衛生法、クレーン等安全規則をはじめ関係法規等及びJIS規格等関係規格を遵守すること。
- 5 契約後においても、甲が必要と認めた場合は、甲乙協議のうえ、軽微な変更を行うことができるものとする。その場合、乙は契約金額内で応じるものとする。
- 6 乙は、本業務に当たり、事前に甲と十分な打合せを行うこと。
- 7 乙は、指定期日内に甲の指示する様式で次の書類を提出すること。
 - （1）検査成績書（作業写真含む）・・・・・・・・・・2部
 - （2）引渡書・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
 - （3）その他甲の指示する図書・・・・・・・・・・指定部数
- 8 本業務において発生した廃棄物の処分については、すべて乙の責任において行うこと。また、その処理に当たり法令等の規制を受けるものについては、その処理業者名等を甲へ通知すること。
- 9 乙は、甲が指定する項目及び場所において、甲の立会いの下に完成検査を行い、これに合格しなければならない。なお、甲が認めたものに限り、乙の検査成績書により合格を与えることがある。また、検査に要する費用、機械工具等は、全て乙の負担とする。
- 10 本業務の保証期間は、検査合格後1年間とする。但し、甲に責あるときは、この限りでない。また、この期間に生じた不具合は、乙の責任において甲の指定期日内に無償で原因調査を実施し、甲に調査結果の報告、修理を行うものとする。また、復旧作業においても甲に協力すること。
- 11 本業務の履行期限は、令和8年3月31日とする。

業 務 範 囲 及 び 業 務 内 容

1 業務範囲

機器名称	数量	仕 様	備 考
ホイスト式天井 クレーン	1 基	日本ホイスト NHEEL1.5T 1.5 t × 4.5 2 m 無線及びペンダント操作式	ランウェイを含む

2 業務内容

本業務は、クレーン等安全規則第34条（定期自主点検）に基づき、天井走行クレーンの各構造部、駆動部、制御部及び付属装置等の点検整備（定格荷重試験含む）を行うものである。全ての点検項目が基準内に入るように点検整備を行うとともに故障等の場合は原因の調査を行い、必要に応じて該当部品の修理又は交換を行うこと。

なお、検査成績書として、点検記録及び作業写真を提出すること。また、不具合内容、修理内容、クレーン全体の診断内容及び次回点検整備時の交換推奨部品等を記入すること。

- 乙は、本業務に要する機械工具類、油脂類、ウエス及び消耗品等を調達すること。
- 乙が調達する材料で J I S に定めのあるものは、原則的にこれの規格品を使用すること。
- 本業務に伴い交換を必要とする部材は、甲の承諾を得た後、取替えること。
- 本業務の定格荷重試験実施に当たり、テストウェイト（1.5 t）及び玉掛ワイヤーは醍醐車庫備付のものを使用することができる。その場合は、甲の指示に従い、醍醐車庫のフォークリフトを使用してテストウェイトの運搬を行うものとする。ただし、フォークリフトの運転は乙の責任において有資格者が行うこと。
- 乙は、本業務の日程（令和8年3月予定）の詳細について、甲及び関係機関と事前に十分な打合せを行い、甲の業務に支障をきたさないこと。